

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【会社名】	東洋埠頭株式会社
【英訳名】	TOYO WHARF & WAREHOUSE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原 匡史
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目8番8号
【電話番号】	(03)5560-2701
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 渡辺 忠弘
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目8番8号
【電話番号】	(03)5560-2701
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 渡辺 忠弘
【縦覧に供する場所】	東洋埠頭株式会社 川崎支店 (川崎市川崎区扇町13番1号) 東洋埠頭株式会社 大阪支店 (大阪市此花区梅町二丁目4番72号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年6月25日開催の当社第110回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 配当総額192,999,300円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定を削除し、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設するとともに、関係条文について所要の変更を行う。
2. 併せて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定を新設する。
3. 上記に伴い、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数などの変更を行う。

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

監査等委員でない取締役として、原匡史、萩原卓郎、西修一、山口哲生、鈴木康司、三上慎治、堀尚義及び田中明夫を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、高沢由二、吉野保則及び山本博毅を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、竹下正己を選任する。

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

監査等委員でない取締役の報酬総額を月額200万円以内（うち監査等委員でない社外取締役分月額200万円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬総額を月額400万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	54,285	517	0	可決(99.06%)
第2号議案	54,175	627	0	可決(98.86%)
第3号議案				
原 匡史	54,087	715	0	可決(98.70%)
萩原 卓郎	54,273	529	0	可決(99.03%)
西 修一	54,279	523	0	可決(99.05%)
山口 哲生	54,278	524	0	可決(99.04%)
鈴木 康司	54,279	523	0	可決(99.05%)
三上 慎治	54,280	522	0	可決(99.05%)
堀 尚義	54,245	557	0	可決(98.98%)
田中 明夫	54,075	727	0	可決(98.67%)
第4号議案				
高沢 由二	54,261	541	0	可決(99.01%)
吉野 保則	51,681	3,121	0	可決(94.30%)
山本 博毅	54,179	623	0	可決(98.86%)
第5号議案				
竹下 正己	47,704	7,098	0	可決(87.05%)
第6号議案	54,099	703	0	可決(98.72%)
第7号議案	54,102	696	0	可決(98.72%)

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案、第6号議案及び第7号議案は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(注) 2. 賛成の割合は当該株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の一部を加算しておりません。

以上